

## 答申第25号

### 答 申

#### 1 審査会の結論

平成25年6月4日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関が平成25年6月18日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

#### 2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成25年6月4日付けで「津市立小学校、中学校の職員事故報告書の写し」について、本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「事故発生報告書（交通事故）121件、事故発生報告書（その他）15件」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成25年6月18日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

##### (ア) 開示しない部分

学校名、個人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所及び校長印の印影部分

##### (イ) 開示しない理由

条例第7条第2号（個人情報）に該当するため

- (4) 異議申立人は、平成25年7月25日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、開示を求める異議申立てを行った。

#### 3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

事故発生報告書（交通事故）121件、事故発生報告書（その他）15件の開示しない部分（学校名、性別）は、条例第7条第2号に該当するためとしているが、学校名、性別を開示しても、個人の権利利益を害するおそれはなく、違法不当である。

#### 4 実施機関の不開示理由説明

本件公文書のうち、学校名及び性別については、条例第7条第2号（個人情報）に該当する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められるため、不開示とした。

#### 5 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち開示しないとされた学校名及び性別の部分について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第2号の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

##### (1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報、いわゆる個人情報を不開示情報としたものである。また、条例第3条においても、実施機関は、個人のプライバシーに関する情報がみだりに公にされることのないよう、最大限の配慮をしなければならないと定めている。

ここで、異議申立人が請求した本件公文書に対し、実施機関が行った本件処分における開示しない部分のうち「性別、学校名」であるが、実施機関の意見陳述及び当審査会が行った聴取からは、本件公文書における、個人を特定できる部分を除いた事故等の事実の部分等は開示していること、また、学校によっては規模の違いもあり、不開示とした性別、学校名を開示すれば、当該事故等の当事者である教員や児童・生徒等の特定につながる恐れがあるため、不開示としたとのことであった。

本件公文書を見ると、性別及び学校名については、確かにそれだけでは、特定の個人を識別されるものではない。しかしながら、事故等の事実関係は具体的に記述されており、この事実関係と合わせてみたときには、性別、学校名を開示すれば特定の個人を識別することが可能であると考えられる。

また、学校には大小様々な規模があることから、仮に小規模な学校にお

いて性別及び学校名が開示されれば、個人の特定ができる可能性はより高まると言えよう。

したがって、性別及び学校名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報であり条例第7条第2号に該当すると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 7 審査の処理経過

本諮問案件に係る審査の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成25年 9月25日	諮問書の受付
平成26年 1月16日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成26年 3月 3日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行